

佐世保工業高等専門学校文書専決規程

(平成16年4月1日制定)

(趣旨)

第1条 この規程は、佐世保工業高等専門学校文書処理規程第22条の規定に基づき、文書の速やかな処理を図るため専決について必要な事項を定めるものとする。

(専決)

第2条 別表の事項欄に掲げる事項の決裁については、専決者欄に掲げる者が専決する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。